

くさび緊結式足場の組立及び使用に関する技術基準

～壁つなぎについて～

壁つなぎの取り付けは、次によること。

①垂直方向5.0m以下、水平方向5.5m以下の間隔で設ける。(労働安全衛生規制の第570条による)

②壁つなぎの建物側への取り付けは、柱、梁等の堅固な箇所とし、足場側への取り付けは腕木材を取り付けた位置の支柱とする。

③壁つなぎは、壁つなぎ用金具を用いる。

※メッシュシート・防音パネル等を設けた場合は、風荷重が大きくなるため壁つなぎの取り付け位置も十分に検討しなければならない。その場合は社団法人仮設工業会発行の「風荷重に対する足場の安全技術指針」を参考にする事。

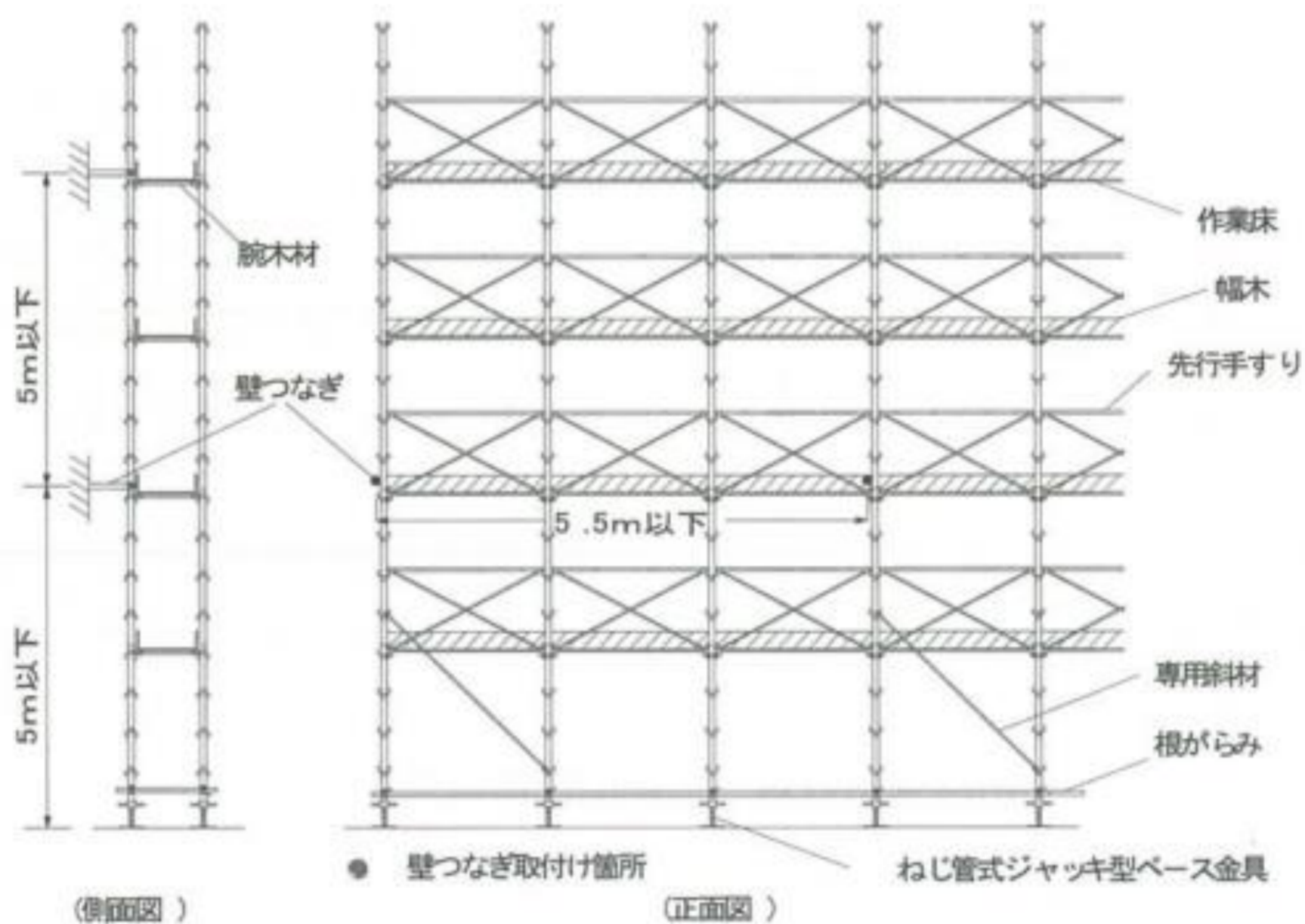


図-33 壁つなぎの設置例

No.	品名	使用長(mm)
①	NK-1925	190～250
②	NK-2434	240～340
③	NK-3352	330～520
④	NK-5072	500～720
⑤	NK-7092	700～920

